破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２５１号
福岡市東区香椎浜２丁目６番３―305号
破産者　平川　　亨
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０１３号
福岡市早良区早良７丁目７番８号
破産者　山中　義之
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７８０号
福岡市南区井尻２丁目31番29―103号
破産者　安田　省三（旧姓菊地）
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６２７号
福岡市中央区今泉２丁目３番30―507号、前住所兵庫県姫路市広畑区則直436番地３
破産者　森本　宏行
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８５３号
北九州市八幡西区町上津役東２丁目15番17―504号、破産手続開始決定時の住所北九州市八幡西区永犬丸東町３丁目16番９号　201号
破産者　大島友子こと　劉　　友子
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７６号
福岡市博多区美野島３丁目５番13―1301号、前住所山口市小郡上郷1329番地98
破産者　入江さな代
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２７６号
福岡県筑紫野市石崎３丁目22番45号
破産者　林　　重敏
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４８３号
福岡市西区小戸３丁目７番19―102号、前住所福岡市中央区梅光園団地２番315号
破産者　藤本健八郎
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４９号
沖縄県那覇市字真地270番地　真地市営住宅６―306
破産者　**棚**原　良昭
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２５０号
仙台市宮城野区五輪１丁目17番55号　ハイツ・パークサイド102
破産者　寺嶋　陽子
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
埼玉県春日部市南４丁目26番12号
破産者　新藤　　昭
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
埼玉県越谷市北越谷２丁目20番９号　浦島観光社宅403
破産者　猪俣　俊雄
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
埼玉県越谷市登戸町22番34号
破産者　丹　　美雪
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
山梨県甲府市大手２丁目３番２号
破産者　小林　　誠
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
兵庫県姫路市名古山町８番28―505号リバーオーク、従前の住所兵庫県姫路市嵐山町27サニーハイツ嵐山102号
破産者　河上　泰之
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８４０号
広島市安佐南区上安５丁目３番10―202号10棟
破産者　見山　統規
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０１号
広島県安芸郡熊野町中溝４丁目19番８号
破産者　楽多来屋こと小倉ラーメンヤマトこと久留米ラーメンスリーナインこと　川崎　孝勅
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６２１号
福岡県糸島市篠原西２丁目１番４―303号
破産者　筒井はづき
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８７３号
福岡県糟屋郡宇美町宇美２丁目２番12号
破産者　伊藤　摩紀
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部